

公調委平成27年（セ）第10号 知多市における工場からの粉じんによる財産被害責任裁定申請事件

裁 定

(当事者省略)

主 文

申請人の本件裁定申請を棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

被申請人は、申請人に対し、63万7013円及びこれに対する平成27年5月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被申請人

(1) 本案前の答弁

本件裁定申請を却下する。

(2) 本案に対する答弁

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、申請人が、被申請人の事業所から塗料が粉じんとなって飛散し、申請人が使用する車両に付着したと主張して、被申請人に対し、民法709条に基づき、修理費用と弁護士費用の合計額63万7013円及びこれに対する不法行為の日である平成27年5月21日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いがない事実、文中掲記の証拠及び審問の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 申請人等

申請人は、愛知県知多市〇〇〇△△番口所在の a（乙 2 号証の 1・2 によれば a に商号又は名称が変更された可能性があるが、仮に商号又は名称変更があったとしても、その前後を通じて「a」という。）に勤務する者である。

申請人は、a に勤務する際、登録番号「名古屋●●」の普通乗用自動車（黒色。以下「本件車両」という。）を運転して通勤していた。

（甲 3，甲 1 5）

(2) 被申請人

被申請人は、船舶、艦艇の製造、売買等を業とする株式会社であり、愛知県知多市〇〇〇▲▲番口に愛知事業所（以下「本件愛知工場」という。）を有している（争いのない事実）。

(3) a と本件愛知工場との位置関係

a の位置は別紙 1 の「a」と記載された場所であり、「a」の文字の右側に「駐車場」と記載された場所（赤線部分）は a の専用駐車場となっている（同駐車場を以下「本件駐車場」という。）。

本件愛知工場は、a の北西側から北側にかけて「b」と記載された場所である。

（甲 6，乙 1，乙 9，審問の全趣旨）

(4) 平成 27 年 5 月 21 日に、本件駐車場に駐車していた本件車両に白色の細かい塗料様のものが多数付着した（以下「本件被害」という。甲 4，甲 1 5，審問の全趣旨）。

(5) 申請人は本件車両の損害の帰属主体である（争いのない事実）。

(6) 申請人は、平成 27 年 12 月 25 日、公害等調整委員会に対し、本件裁定申請をした（当裁定委員会に顕著な事実）。

2 争点及びこれに関する当事者の主張

(1) 申請人が主張する被害は公害紛争処理法 42 条の 12 第 1 項にいう「公害

に係る被害」に該当するか（本案前の争点）

【被申請人の主張】

申請人が主張する被害は「公害」（公害紛争処理法 2 条，環境基本法 2 条 3 項）に係る被害（公害紛争処理法 4 2 条の 1 2 第 1 項）ではないから，本件裁定申請は却下されるべきである。

すなわち，公害紛争処理法による裁定は環境基本法 2 条 3 項に定める「公害」に係る紛争の解決を図るところ（公害紛争処理法 1 条，2 条），申請人が主張する被害は環境基本法 2 条 3 項に定める水質の汚濁，土壌の汚染，騒音，振動，地盤の沈下，悪臭によるものではない。また，同項の「大気の汚染」とは，事業活動その他の人の活動に伴って排出された各種の汚染物質により，相当範囲にわたり，大気中の微粒子や気体成分が増加して通常の組成と異なった状態となって，人の健康や生活環境に被害を生じさせるものをいうところ，本件車両に生じた被害なるものは液体である塗料そのものの付着による被害であるから大気汚染により生じたものではない。したがって，申請人が主張する被害は環境基本法 2 条 3 項に定める「公害」に係る被害（公害紛争処理法 4 2 条の 1 2 第 1 項）ではない。

【申請人の主張】

ア 塗装作業における塗料が粉じんとなって飛散し，大気汚染をもたらした結果，本件車両に財産被害が生じたものであり，環境基本法 2 条 3 項における「大気の汚染」に該当することは明らかである。

イ 塗料には悪臭を伴うものがあるから，少なくとも「悪臭」に該当し，申請人の勤務先の同僚である申請外 c（以下「c」という。）は，平成 27 年 5 月 21 日にペンキのような臭いを強く感じている。

(2) 平成 27 年 5 月 21 日に，本件愛知工場から塗料が粉じんとなって飛散し，本件駐車場に駐車していた本件車両に付着したか

【申請人の主張】

本件被害は、次の各事情に鑑みれば、本件愛知工場の操業によるものである。

ア 申請人は、平成27年5月21日に本件車両を本件駐車場に駐車し、同日を境に、本件車両に白色の細かい塗料のようなものが多数付着していたし、本件駐車場に駐車していた他の従業員の車両についても同様だった。

本件駐車場近くの電信柱にも同様に白色の細かい塗料のようなものが多数付着していた。

イ 平成26年5月にも、平成27年5月21日と同様に、本件愛知工場の操業により、本件駐車場に駐車していた本件車両を含む車両に白色の塗料のようなものが多数付着するという被害が発生している。そのときは、被申請人は、本件愛知工場の操業により被害が発生したことを認め、本件駐車場に駐車して被害を受けた全車両について補修費用を支払った。

ウ 本件愛知工場とaとは隣接しており、本件愛知工場は本件駐車場の北に位置している。平成27年5月21日当日の本件愛知工場近辺の気象庁の観測点の風向は北であるから、当日、本件愛知工場においても北から風が吹いていたと考えられる。

エ 平成27年5月21日当日、本件愛知工場において塗装作業が行われており、本件愛知工場の規模や船舶の塗装という作業内容の規模からして、塗装作業による塗料の飛散等の可能性があった。

オ 本件駐車場に近接する本件愛知工場以外の事業所はd、e及びfであると考えられるが、いずれの事業所も通常業務において塗料等を飛散させる可能性はなく、平成27年5月21日頃に塗料等を飛散させる可能性のある業務を行っていなかった。

カ 被申請人は、本件裁定申請前の申請人との交渉において、平成27年5月21日頃は本件愛知工場のドック内の底で塗装作業を実施していただけであり、風向も南風であり、ドック底からミストが上昇し、飛散すること

は考えられない等主張し（甲9），本件裁定申請手続においても，当初，平成27年5月21日にドック内で行われたブロックの内部を刷毛・ローラーで補修塗装したのみであったと主張し（被申請人の準備書面(2)6頁），これに沿う証拠（乙3，乙4）を提出していた。しかし，文書提出命令や参考人尋問を経て本件愛知工場の塗装工場外でスプレーガンによる塗装作業が行われていたことが明らかになっており，被申請人は事実を隠蔽し，殊更自らの責任を回避しようとする態度が顕著である。

【被申請人の認否及び主張】

ア 【申請人の主張】に対する認否

- (ア) 同アについて，不知又は否認する。
- (イ) 同イについて，本件愛知工場において，平成26年5月25日から同月30日までの間，タンカー船首部分ブロックの継ぎ手の吹付塗装をドック東の渠頭で行ったところ，塗料が飛散し，a等の駐車場に駐車していた車両に付着したため，被申請人が申請人に対する補修費用50万円を含め修理対象車両43台に対する補修費用を支払ったことは認める。
- (ウ) 同ウの1文について，本件愛知工場とaとが道路を隔てた位置にあること及びa内に駐車場があることは認める。
- (エ) 同エについて，平成27年5月21日当日，本件愛知工場において塗装作業が行われていたことは認め，その余は否認する。
- (オ) 同オについて，本件駐車場に近接する本件愛知工場以外の事業所が申請人が主張する3事業所であることは争う。また，3事業所の回答内容は事業所としての自己防衛から塗料等の飛散を否定するのは当然であり，そのまま是認できるものではない。
- (カ) 同カについて，争う。

イ 被申請人の主張

- (ア) 平成27年5月21日当時の本件愛知工場における海洋構造物等の塗

装場所は、塗装工場、同工場中央南側テント、同工場東側テント、ドック付近で組立中の居住区ブロック内及び船内である。また、塗装方法は、スプレー塗装（噴霧塗装。スプレーガンを使用する。大量の塗料を使用するスプレー塗装を屋外で行う場合、飛散防止ネットを張ったりする。）、刷毛塗り（刷毛に塗料を付けて塗装する。）、ローラー塗り（ローラーに塗料を付けて塗装する。）がある。刷毛やローラーによる塗装により塗料が大気中に飛散することはあり得ない。

平成27年5月21日にスプレー塗装が行われたのは塗装工場と塗装工場中央南側テントであるが、塗装工場は密閉状態である建屋であり、フィルターの付いた換気装置が設置され塗料が外部に飛散しないようになっているし、塗装工場中央南側テントは通気性のない素材で、塗装作業中も扉を閉じているから同テントから外部に塗料が飛散することはない。さらに、塗料が霧状になったとしても塗料の比重自体に変わりはなく、代表的な塗料は水よりも重いところ、霧状の塗料はスプレー噴射時に上昇するが、その後は重力によって降下するのみである。したがって、平成27年5月21日当日の塗装作業により塗料が外部に飛散した事実はない。

- (イ) 本件被害があったとされる平成27年5月21日の後、aや近隣事業所等の関係者から、被申請人に対し、申請人及びcを除いて、駐車中の車両に塗料様のものが付着した旨の申立てや抗議がなく、本件被害の主張は疑問である。
- (ウ) 申請人は本件車両に付着したと主張する塗料様のものを特定しておらず、平成27年5月21日に本件愛知工場で塗装のために使用された塗料と本件車両に付着したとされる物質が同じものであることの立証がされていない。
- (エ) 本件駐車場の近隣には、申請人が主張する3事業所以外にも事業所が

多数存在しており，これらの事業所からの回答を得ていない以上，本件愛知工場における塗装作業以外に本件被害の原因が存在しないことの立証としては不十分である。

(3) 申請人の損害額

【申請人の主張】

合計 63万7013円

ア 本件車両修理費用 57万9103円

イ 弁護士費用 5万7910円（上記本件車両修理費用の1割）

申請人は，被申請人が本件被害の原因が被申請人の操業によるものであることを否定するため，弁護士に委任し，本件裁定申請を行わざるを得なくなった。

ウ 遅延損害金

平成27年5月21日から支払済みまで民法所定年5分の割合による金員

【被申請人の認否】

否認ないし争う。

第3 当裁定委員会の判断

1 認定事実

前提事実，文中掲記の証拠及び審問の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

(1) 本件愛知工場における塗装場所及び塗装方法

平成27年5月当時の本件愛知工場における海洋構造物等の塗装場所は，塗装工場，同工場南側中央のテント，同工場東側のテント，シールド工場，屋外にあるドック又は同所付近であり，それぞれの位置は別紙1及び別紙2中の「塗装工場」，「南」，「東」，「シールド」及び「第3ステージ 第2ステージ 第1ステージ（建造ドック）」と記載された場所である。

塗装方法は、スプレー塗装（噴霧塗装。スプレーガンを使用する。）、刷毛塗り（刷毛に塗料を付けて塗装する。）、ローラー塗り（ローラーに塗料を付けて塗装する。）がある。

（乙5から乙7まで、乙9、乙17、参考人g、審問の全趣旨）

- (2) 被申請人は、平成26年5月25日から同月30日までの間、本件愛知工場において、タンカーの船首部分ブロックの継ぎ手の吹付塗装を屋外であるドック東の渠頭で行ったところ、塗料が粉じんとなって飛散し、a等の駐車場に駐車していた車両に付着する事故が発生した（以下「前年塗料飛散事故」という。審問の全趣旨）。
- (3) 申請人は、aに勤務する際、本件車両を運転して通勤し、勤務時間中、a内の本件駐車場に駐車しており、平成27年5月21日も午前中に本件車両を本件駐車場に駐車した。

cは、同日午前中、通勤用車両（登録番号「名古屋■■■」。以下「c車両」という。）を本件駐車場に駐車し、勤務した。cは、本件駐車場に駐車した際、c車両の窓ガラスを拭いたが、塗料のような付着物等の異常は感じられなかった。

cは、同日午後4時過ぎ以後、本件駐車場に駐車中のc車両を見て触るなどし、c車両に白色の塗料様のものが多数付着し、ザラザラしていたことから、aの他の従業員に対して、上記事実を告げたところ、本件駐車場に駐車していた他の従業員の車両にも白色の塗料様のものが多数付着していたことが判明した。

cは、同月22日、愛知県h警察署を訪問し、被害申告をした。

申請人は、cが告げた他の従業員から告げられ、同日、本件車両を見て触るなどし、白色の塗料様のものが多数付着していることを知った。

（甲2から甲4まで、甲6、甲13、甲15から甲17まで）

- (4) 平成27年5月21日の本件愛知工場における塗装作業の内容

平成27年5月21日、被申請人から請け負った i, j, k 及び l (以下、これらの下請業者をそれぞれ「i」, 「j」, 「k」, 「l」という。)が、本件愛知工場において、要旨、次の塗装作業をしていた(乙3, 乙4, 乙10, 乙11, 乙13から乙15まで, 乙17, 参考人g)。

下請業者	塗装作業の場所	内容
i	塗装工場	ブロック名称TPR2(P)のスプレーによる補修塗装
	塗装工場	ブロック名称TPR2(P)の刷毛・ローラーによる補修塗装
	シールド工場	シールドの刷毛・ローラーによる補修塗装
	屋外又はドック	ビルジホールドの刷毛・ローラーによる補修塗装
	屋外又はドック	9WING(P)のストライプコート(エッジ部等)の刷毛による塗装
j	塗装工場	ブロック名称WELL(S)の刷毛・ローラーによる補修塗装
	塗装工場	ブロック名称PT1(S)のスプレーによる塗装
	塗装工場	ブロック名称LA(S)の刷毛・ローラーによる補修塗装
	塗装工場	ブロック名称TPR2(S)穴部の刷毛による塗装
	塗装工場	ブロック名称TPR2(S)のスプレーによる塗装

k	屋外又はドック	M i d d l e V o l t e g e R o o mの刷毛・ローラーによる補修塗装
	屋外又はドック	L o w V o l t e g e R o o mの刷毛・ローラーによる補修塗装
	屋外又はドック	P u m p R o o mの刷毛・ローラーによる補修塗装
l	屋外又はドック	居住区Aデッキの溶接等で焼けた箇所の刷毛・ローラーによる補修塗装
	屋外又はドック	居住区Cデッキのパイプの刷毛・ローラーによる補修塗装
	塗装工場中央南側のテント	部材のスプレーによる塗装
	塗装工場中央南側のテント	パイプのスプレーによる塗装
	塗装工場東側のテント	部材の刷毛・ローラーによる補修塗装

(5) 塗装工場並びに同工場中央南側のテント及び同工場東側のテントの構造等

ア 本件愛知工場内の塗装工場（以下「本件塗装工場」という。）には集じん機があり、ダクトを通過して外部に集じんが排出されるが、スプレーによる塗装作業により噴霧された塗料はダクト内にフィルターがあるため外部に排出されない構造になっている（乙18、参考人g）。

イ 本件塗装工場中央南側のテント（以下「本件中央南側テント」という。）及び同工場東側のテントはいずれも屋根及び3方面は壁に相当する部分があり、もう1方面には出入口部分がある。本件中央南側テントの出入口は西側にあつて、カーテンで閉じることができ、出入口以外はおおむね覆われた構造になっており、本件塗装工場東側のテントの出入口は飛散防止用

のメッシュ状のネットで覆われている。(乙16, 参考人g)

- (6) 平成27年5月21日当日の本件愛知工場の近辺にある気象庁の気象観測点(大府, セントレア, 南知多)における日中(9時から17時まで)の風速及び風向は, 次のとおりである(甲18から甲22まで)。

気象観測点	風速	風向
大府	4 mから8 m程度	西北西, 北西, 北北西
セントレア	9 mから11 m程度	北西, 西北西
南知多	6 mから8 m程度	北西, 西北西

- (7) 平成27年5月21日以降本件裁定申請までの申請人と被申請人との交渉経緯等

- ア 申請人代理人は, 申請人の委任を受け, 被申請人に対し, 平成27年6月26日頃, 「調査のご依頼」と題する文書を送付し, 同年5月21日頃からの被申請人の作業状況, それによる白色塗料の飛散の有無及び程度, 本件車両への付着の可能性等について調査とその回答を依頼した(甲8)。
- イ 上記依頼に対して, 被申請人は, 被申請人代理人を通じ, 平成27年7月9日頃, 要旨, 同年5月21日頃の被申請人の塗装作業状況について, 屋外の塗装作業においてドック内の底(海水を入れていない状況)で塗装作業を実施していた, また, 塗装作業を実施する日は, 被申請人において, 風向, 風速データを必ず把握しているが, ほぼ連日南風又は無風状態だった, したがって, ドック底からミストが上昇することは考えにくく, また当時の風向・風速からしても, 申請人代理人から送付された写真のようにミストが飛散することはないといえる旨回答し, さらに, 塗装色として, 同日頃に, ドック内にある製品の塗装は, 1層目アルミニウム色(灰色), 2層目赤色の混じったアルミニウム色, 3層目グレー色, 4層目鮮やかな赤色, 5層目暗い赤色の5層の塗装をした, 申請人代理人から指摘された本件車両への付着物の色は白色であるが, それは, 同日頃に被申請人が使

用していた塗装色には該当しない旨回答した（甲 9）。

ウ 申請人代理人は、平成 27 年 7 月 31 日頃、被申請人に対し、「再度のご依頼」と題する文書を送付し、同年 5 月 21 日頃当時の塗装作業をしていたドックの場所やその位置関係が分かる資料（地図、図面等）、被申請人が把握していた風向、風速データが分かる資料（記録、日報等）、上記イのドック内にある製品の塗装が行われていたことが分かる資料（記録、日報等）、塗料の種類、材質及び品番が分かる資料（記録、日報、納品書、パンフレット等）並びに塗料の色見本のようなものがあればその資料（パンフレット等）の開示や前年塗料飛散事故の際の被申請人における作業場所及び作業状況等の資料の開示及び説明を求めた（甲 10）。

エ 上記求めに対して、被申請人代理人は、平成 27 年 8 月 17 日頃、申請人に対し、要旨、損害賠償請求については、請求者が加害者の故意・過失、因果関係を立証する必要がある、そのような観点からすれば、被申請人は同年 6 月 26 日付け「調査のご依頼」と題する書面（甲 8）に対して応じる必要はなかったが、被申請人に責任がないことを納得してもらうために回答したことを踏まえ、上記ウの調査依頼について回答する必要はない旨回答した（甲 11）。

(8) 本件裁定申請後の経緯

ア 被申請人は、答弁書において、責任裁定申請書中の被申請人が本件愛知工場において平成 27 年 5 月 21 日当日、屋外であるドック内の底で塗装作業を行っていたことを認めている旨の部分に対する認否において、工事名称 q の船体の一部の製作を請け負い、本件愛知工場や他の工場で作成したブロックを本件愛知工場内で合体させ、同日、その内部を刷毛やローラーで補修塗装したことは認め、その余は否認ないし争う旨記載していたが、この記載を、被申請人準備書面(2)において、工事名称 p（同準備書面では「q」と記載されているが、誤記であることは明らかである。）の船体

の一部を本件愛知工場で製作したのであるが、ドック内に置かれたブロックの内部を、同日、刷毛・ローラーで補修塗装したことは認め、その余は否認ないし争う旨訂正した（審問の全趣旨）。

イ 被申請人は、申請人が立証責任を負う部分についての立証が不十分であること（及び被申請人の主張立証のとおりであること）を理由に、平成27年5月21日頃の風向・風速に関する資料を有していたとしても提出する必要性がなく、提出する意思もない旨記載した準備書面を提出し、「平成27年5月21日の風向、風速データを必ず把握しておりますが、ほぼ連日南風若しくは無風状態でした。」と回答した根拠・理由等について、何らの主張立証もしなかった（審問の全趣旨）。

(9) 申請人代理人は、平成29年11月21日付け書面をもって、本件駐車場の南側に位置するd（別紙1中の「d」）並びに本件駐車場の西北西に位置するf（別紙1中の「f」）及びe（別紙1中の「e」）の3事業所に対し、①通常業務において塗料等が周囲に飛散するような業務は含まれているか否か、また、②平成27年5月21日頃、塗料等が周囲に飛散するような業務や作業を行っていたこと（下請業者等に行わせていた場合を含む。）はあるか否かについて、回答するよう求めた。上記3事業所は、それぞれ平成29年11月27日付け、同年12月1日付けないし平成30年3月5日付け回答書をもって、申請人代理人に対し、いずれも、①通常業務において塗料等が周囲に飛散するような業務は含まれていない旨、また、②平成27年5月21日頃に塗料等が周囲に飛散するような業務や作業を行っていたこと（下請業者等に行わせていた場合を含む。）はない旨回答した。（甲27から甲31まで、乙9）

2 争点(1)（申請人が主張する被害は公害紛争処理法42条の12第1項にいう「公害に係る被害」に該当するか（本案前の争点））について

被申請人は、申請人が主張する被害は「公害」（公害紛争処理法2条、環境

基本法2条3項)に係る被害(公害紛争処理法42条の12第1項)ではない旨主張するので、この点について検討する。

平成27年5月21日の就業前には本件車両やc車両に塗料様のものが付着していなかったところ、cは、同日就業後、c車両に白色の塗料様のものが多数付着していることに気づき、本件駐車場に駐車していた申請人を含む他の従業員の車両にも白色の塗料様のものが多数付着していたことが判明したというのであり(前記認定事実(3))、甲4号証及び甲13号証によれば、本件車両及びc車両に付着した塗料様の物質は非常に細かい。そうすると、これらの塗料様の物質は粉じんとなって大気中に飛散したと推認され、これを覆すに足りる証拠もうかがわれない。そして、環境基本法2条3項の法文の体裁からして、大気汚染防止法による規制対象外のものであっても、環境基本法2条3項にいう「大気の汚染」に該当する場合があるところ、被申請人が指摘するとおり(前記第2、2(1))、典型的には大気中の微粒子や気体成分が増加して通常の組成と異なった状態となった場合には「大気の汚染」に該当することは明らかであるが、上記のように非常に細かい塗料様の物質が粉じんとなって大気中に飛散したといえる以上、公害紛争処理法2条が引用する環境基本法2条3項にいう「大気の汚染」に該当すると解するのが相当である。

また、甲17号証によれば、本件駐車場の範囲は数十メートルに及ぶことがうかがわれるから、塗料様の物質の飛散は相当範囲にわたっていたと認められる。

したがって、申請人が主張する被害は公害紛争処理法42条の12第1項にいう「公害に係る被害」に該当するから、被申請人の本案前の主張は理由がない。

3 争点(2)(平成27年5月21日に、本件愛知工場から塗料が粉じんとなって飛散し、本件駐車場に駐車していた本件車両に付着したか)について

(1) 前記認定事実(4)の平成27年5月21日の本件愛知工場における塗装作

業のうち、刷毛やローラーによる塗装作業については、塗装方法等からして塗料が粉じんとなって飛散するようなことはおよそ考え難い。また、スプレーによる塗装作業であっても、前記認定事実(5)アのとおり、本件塗装工場においてはダクトを通じて外部に集じんが排出されるものの、噴霧された塗料はダクト内にフィルターがあるため外部に排出されない構造となっているから、i及びjが本件塗装工場で行ったスプレーによる塗装作業により噴霧された塗料が同工場から粉じんとなって飛散し、本件駐車場に駐車していた本件車両に付着したとも考え難い。

- (2) そこで、平成27年5月21日に本件中央南側テントにおいて1が行ったスプレーによる塗装作業により噴霧された塗料が同テントから粉じんとなって飛散し、本件駐車場に駐車していた本件車両に付着した可能性について検討する。

ア 当日1は本件中央南側テントにおいてぎ装品の部材であるパイプ等についてスプレーによる塗装作業をしたが、その際に使用した塗料の色はグレーと白であり、3回目の塗装で塗装膜が薄いものであったことから、使用した塗料の量は18リットル缶で1缶半程度であった(参考人g。同人は、陳述書(乙17)では、当時の塗装個数は分からないものの、パイプでは20本程度、サポートでは50本程度を1ロットとして、本件中央南側テント内に配置できるのはせいぜい2ロットが限界であるから、2ロットを塗装したとしても使用する塗料の量はおよそ18リットル缶で6缶である旨記述している。)

ところで、本件中央南側テントには屋根及び3方面は壁に相当する部分があり、もう1方面には出入口部分がある(前記認定事実(5)イ)。そして、本件中央南側テントの出入口は西側にあつて、カーテンによって閉じることができ、出入口以外はおおむね覆われた構造になっている(前記認定事実(5)イ)ところ、参考人gは、参考人尋問において、本件中央南側

テントにおける塗装作業の際、塗装した部分にダスト等が付着するのを防止するため出入口のカーテンを閉めていた旨供述しており、その供述内容に不自然、不合理な点はないから、本件中央南側テントにおける塗装作業の際、出入口のカーテンは閉じられていたと認められる。もっとも、証拠（乙16、乙19、参考人g、審問の全趣旨）によると、出入口がカーテンで閉じられても本件中央南側テント内が密閉状態になるわけではなく、地上約5.4mの出入口上部のカーテンと同テントの間に隙間があることが認められるから、スプレーによる塗装作業により噴霧された塗料がその隙間から外部に飛散する可能性を全く否定することはできないが、その隙間のあるカーテンレールの部分は外部下方に張り出したカバーによりおおむね覆われる構造になっていること（乙20の1・2）からすると、噴霧された塗料が本件中央南側テント内において何らかの原因で上昇しその隙間から外部に飛散する可能性は極めて低いと考えられる。

そうすると、平成27年5月21日に本件中央南側テントにおいて1が行ったスプレーによる塗装作業により噴霧された塗料が同テントから粉じんとなって飛散し、本件駐車場に駐車していた本件車両に付着したと認めることも困難である。

イ 申請人は前記第2、2(2)【申請人の主張】のとおり主張し、種々の間接事実を指摘しているので、念のため、この点について検討する。

(ア) 上記【申請人の主張】イは前年塗料飛散事故の存在により吹付塗装により噴霧された塗料が本件愛知工場から本件駐車場にまで飛散する可能性があることを裏付けるにすぎない。また、同ウは本件愛知工場における塗料飛散の可能性を指摘するにすぎないし、同エは本件愛知工場における塗装作業の存在を前提として当日の風向及び風速も考慮すれば、本件愛知工場から塗料が粉じんとなって飛散し、本件駐車場に駐車していた本件車両に付着した可能性を推認させるものであるが、本件愛知工場

における塗料の飛散自体を裏付けるものではない。

(イ) 上記【申請人の主張】オについては、前記認定事実(9)のとおり、本件駐車場の南側に位置するd並びに本件駐車場の西北西に位置するf及びeが、それぞれ、申請人代理人に対し、①通常業務において塗料等が周囲に飛散するような業務は含まれていない旨、また、②平成27年5月21日頃に塗料等が周囲に飛散するような業務や作業を行っていたこと（下請業者等に行わせていた場合を含む。）はない旨回答しているが、上記3事業所以外に、本件駐車場の西北西には株式会社m、n及びo等多くの事業所が存在するのであって（乙9）、本件被害があった平成27年5月21日当日、これらの事業所が少なくとも建物等の設備を補修するため屋外でスプレーによる塗装作業等を行っていなかったとうかがわせる証拠はない。したがって、上記3事業所の回答をもって本件愛知工場以外の近隣事業所から塗料等が飛散したことを排斥するには必ずしも十分なものとはいえない。

(ウ) 上記【申請人の主張】カについて検討すると、被申請人は、本件裁定申請前の平成27年7月9日付け回答書において、主に、ドック内の底（海水を入れていない状況）で塗装作業を実施していたという場所、ほぼ連日南風又は無風状態だったという風向及び風速、ドック内にある製品の塗装の色を指摘して、本件愛知工場から塗料が飛散し、本件車両に付着したことを否定する回答をした（前記認定事実(7)イ）。しかし、平成27年5月21日当日の本件愛知工場の近辺にある気象庁の気象観測点（大府、セントレア、南知多）における日中（9時から17時まで）の風速が4mから11m程度、風向が西北西、北西、北北西であったこと（前記認定事実(6)）からすれば、上記被申請人の回答内容は事実と異なる可能性が高い。にもかかわらず、被申請人は、上記のように回答した根拠・理由等について、何ら主張立証しようとしな（前記認定事

実(8)イ)。また、ドック内にある製品の塗装の色について本件車両に付着した塗料と異なる色の塗料のみを使用していたとすれば被申請人にとって有利な間接事実となり得るにもかかわらず、本件裁定申請手続において、被申請人は塗料の色についても何ら主張立証しようとしな（審問の全趣旨。被申請人自らがした回答や塗料の色については、もとより被申請人がこれらの情報を有し、又は容易に取得することができるのであり、参考人gも大概グレーと白両方で塗っていると供述しているところである。事案解明の観点からすると、被申請人の上記のような対応は甚だ遺憾というほかない。）。さらに、本件裁定申請後の答弁書の記載内容も後に工事名称を訂正している（前記認定事実(8)ア）。以上のとおり、被申請人の平成27年5月21日当時の塗装作業の内容に係る回答については疑問が多く、これらの事情からすれば、本件裁定申請前の被申請人の申請人に対する回答内容や本件裁定申請手続における被申請人の対応に疑問を抱かないではない。

しかしながら、上記アのとおり、同日に本件愛知工場から塗料が飛散する可能性を否定できない本件中央南側テントにおけるスプレーによる塗装作業についても噴霧された塗料が外部に飛散する可能性は極めて低い上、本件車両に付着した塗料様の物質の成分が明らかでなく、本件愛知工場において使用されていた塗料かどうか定かではない。さらに、上記(イ)において検討したとおり、本件愛知工場以外の近隣事業所から塗料等が飛散したことを排斥することもできない。

以上のとおり、本件裁定申請前の被申請人の申請人に対する回答内容や本件裁定申請手続における被申請人の対応には疑問があるものの、申請人による立証状況等を踏まえれば本件愛知工場以外の事業所からの塗料等の飛散の可能性も否定することはできず、上記アの判断を覆すには至らない。

- (3) よって、平成27年5月21日に、本件愛知工場から塗料が粉じんとなって飛散し、本件駐車場に駐車していた本件車両に付着したとまでは認められず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。

4 結論

以上によれば、争点(3)（申請人の損害額）について検討するまでもなく、申請人の本件裁定申請は理由がないから棄却することとし、主文のとおり裁定する。

平成30年8月29日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 山 崎 勉

裁定委員 高 橋 滋

裁定委員 野 中 智 子

(別紙省略)